

【サービス利用料金】

* 令和6年6月1日改訂

下記の単位表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。なお、京都市の場合、地域単価は1単位10.55円です。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

* 小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
利用者負担額（1割）	11,033 円	16,215 円	23,588 円	26,034 円	28,705 円
利用者負担額（2割）	22,066 円	32,430 円	47,177 円	52,068 円	57,410 円
利用者負担額（3割）	33,099 円	48,646 円	70,766 円	78,102 円	86,116 円

- * 新規でご利用になった場合、初期加算として30単位/日が加算されます（利用開始日より30日間）。
- * 認知機能やその症状により日常生活に介護が必要な場合、（Ⅰ）920単位/月、（Ⅱ）890単位/月、（Ⅲ）760単位/月、（Ⅳ）460単位/月のいずれかが加算されます（認知症加算）。
- * 看護職員の配置基準を満たすことで、（Ⅰ）900単位/月、（Ⅱ）700単位/月、（Ⅲ）480単位/月のいずれかが加算されます（看護職員配置加算）。
- * サービス提供体制強化加算として、（Ⅰ）750単位/月、（Ⅱ）640単位/月、（Ⅲ）350単位/月のいずれかが加算される場合があります（サービス提供体制強化加算）。
- * 看取り期の対応及び体制の充実により、看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している場合、死亡日から死亡日前30日以下まで64単位/日が加算されます（看取り連携体制加算）。
- * 訪問サービスの機能強化により1,000単位/月が加算されます（訪問体制強化加算）。
- * 総合マネジメント体制強化加算として（Ⅰ）1,200単位/月もしくは（Ⅱ）800単位/月が加算されます。
- * 若年性認知症利用者受入れ加算として800単位/月が加算される場合があります。
- * 生活機能向上連携加算として（Ⅰ）100単位（Ⅱ）200単位/月が加算される場合があります。
- * 口腔・栄養スクリーニング加算として、20単位/回が加算される場合があります。
- * 認知症行動・心理症状緊急対応加算として、200単位/日（7日を限度）が加算

される場合があります。

- * 科学的介護推進体制加算として、40 単位/月が加算されます。
- * 生産性向上推進体制加算として、(Ⅰ) 100 単位/月もしくは(Ⅱ) 10 単位/月が加算される場合があります。
- * 介護職員等処遇改善加算として、上記により算定した単位数に 14.9%を乗じた単位が加算されます。

* 食費 (介護保険対象外)・・・食材料費と調理に関わる費用

朝食 390 円 昼食 690 円 夕食 565 円

* 宿泊費 (介護保険対象外)・・・1泊あたり 3000 円

* おむつ代 (介護保険対象外)・・・実費